

富山新港火力発電所LNG2号機建設計画環境影響評価方法書  
に対する勧告について

令和8年2月19日  
経済産業省  
大臣官房  
産業保安・安全グループ

電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、富山新港火力発電所LNG2号機建設計画環境影響評価方法書について審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされており、同項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、同条第2項の規定に基づき、北陸電力株式会社に対し、本日その旨を通知した。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、富山県知事の意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所： 富山県射水市堀江千石1番地  
原動力の種類： ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）  
出 力： 約60万kW（1基）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和7年 2月 27日
環境大臣意見受理	令和7年 5月 9日
経済産業大臣意見	令和7年 5月 13日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和7年 8月 25日
住民意見の概要等受理	令和7年 10月 27日
富山県知事意見受理	令和8年 1月 27日
経済産業大臣勧告	令和8年 2月 19日

問合せ先：電力安全課 小西、山崎  
電話：03-3501-1511  
(内線：4921)